

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	中華人民共和国行政強制法：(二〇一一年六月三〇日に第十一期全国人民代表大会常務委員会第二十一回会議で採択)
<b>Author</b>	王, 晨[訳]
<b>Citation</b>	大阪市立大学法学雑誌. 58 卷 3-4 号, p.677-693.
<b>Issue Date</b>	2012-03
<b>ISSN</b>	0441-0351
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学法学会
<b>Description</b>	高田昭正教授退任惜別記念号
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

〔翻 訳〕

# 中華人民共和國行政強制法

（二〇一一年六月三〇日に第十一期全國人民大會常務委員會第二十一回會議で採択）

王

農（訳）

## 第一章 総 則

### 第一条（立法の目的）

行政強制法の設定及び実施を規律し、行政機関が法により職責を履行することを保障・監督し、公共の利益及び社会の秩序を維持し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護するために、憲法に基づき、本法を制定する。

### 第二条（行政強制法の定義）

本法における行政強制法には、行政強制措置及び行政強制執行を含む。

行政強制措置とは、行政機関が行政管理過程において、違法行為を制止し、証拠の毀損を防止し、危害の発生を避け、危険拡大の抑制などのために、法により公民の人身自由に一時的な制限を実施し、または公民、法人若しくはその他の組織の財物に一時的な制限を実施する行為を指す。

行政強制執行とは、行政機関または行政機関が人民法院に申請し、行政決定を履行しない公民、法人若しくはその他の組織に対し、法により義務の履行を強制する行為を指す。

### 第三条（適用範囲）

行政強制法の設定及び実施には、本法を適用する。

## 目 次

第一章 総 則	
第二章 行政強制の種類及び設定	
第三章 行政強制措置実施の手続	
第一节 一般規定	
第二节 封印、差押	
第三节 凍 結	
第四章 行政機関の強制執行手続	
第一节 一般規定	
第二节 金銭給付義務の執行	
第三节 代 執 行	
第五章 人民法院による強制執行の申請	
第六章 法的責任	
第七章 附 則	

自然災害、事故、公共衛生事件または社会安全事件などの突発事件が発生しまたは間もなく発生する場合、行政機関は応急措置または臨時的措置を執るにあつては、関連する法律、行政法規の規定に基づき、執行する。

行政機関が金融業に対する周到・慎重な監督・管理、輸出入貨物に対する強制的技術監視・制御措置を執るにあつては、関連する法律、行政法規の規定に基づき、執行する。

第四条 (合法の原則)

行政強制の設定及び実施は、法定の権限、範囲、条件及び手続に従わなければならない。

第五条 (適切の原則)

行政強制の設定及び実施にあつては、適切にしなければならない。非強制手段により行政管理の目的を達成することができる場合には、行政強制の設定及び実施をしてはならない。

第六条 (教育と強制の併用)

行政強制を実施するにあつては、教育と強制の併用を堅持しなければならない。

第七条 (行政強制の濫用)

行政機関及びその職員は行政強制を利用して単位または個

人に利益を図つてはならない。

第八条 (相手方の権利と救済)

公民、法人またはその他の組織は行政機関の実施する行政強制に対し、陳述権、弁明権を有する。法により行政不服申立または行政訴訟を提起する権利を有する。行政機関が違法な行政強制を実施することによって、損害を被つた場合には、法により賠償を請求する権利を有する。

公民、法人またはその他の組織は人民法院の強制執行中の違法行為または強制執行範囲の拡大によって損害を被つた場合には、法により賠償を請求する権利を有する。

第二章 行政強制の種類及び設定

第九条 (行政強制措置の種類)

行政強制措置の種類は、以下の通りである。

- (一) 公民の人身自由を制限すること
- (二) 場所、施設または財物を封印すること
- (三) 財産を差押えること
- (四) 預金、送金を凍結すること
- (五) その他の行政強制措置

第十条 (行政強制措置を設定する権限)

行政強制措置は法律が設定する。

法律が制定されず且つ國務院行政管理の職権事項に属する場合、行政法規は本法第九条一項、四項及び法律が規定すべき行政強制措置を除くその他の行政強制措置を設定することができ。

法律、行政法規が制定されず且つ地方性事務に属する場合、地方性法規は本法第九条二項、三項の行政強制措置を設定することができる。

法律、法規以外のその他の規範性文書は行政強制措置を設定してはならない。

第十一条（行政強制措置設定の統一性）

法律が行政強制措置の対象、条件及び種類について、設定をした場合、行政法規、地方性法規は拡大の規定をしてはならない。

法律が行政強制措置を設定していない場合、行政法規、地方性法規は行政強制措置を設定してはならない。ただし、法律が特定の事項について、行政法規により具体的管理措置を規定すると定めた場合、行政法規は本法第九条一項、四項及び法律が規定すべき行政強制措置を除くその他の行政強制措置を設定することができる。

第十二条（行政強制の執行方式）

行政強制の執行方式は、以下の通りである。

- (一) 過料または滞納金を課すこと
- (二) 預金、送金を振り替えること
- (三) 競売または法により封印、差押えた場所、施設もしくは財物を処理すること
- (四) 妨害の排除、原状の回復
- (五) 代執行
- (六) その他の強制執行の方式

第十三条（行政強制の執行を設定する権限）

行政強制の執行は法律が設定する。

法律が行政機関による強制執行を定めない場合、行政決定を下す行政機関は、人民法院による強制執行を申請しなければならぬ。

第十四条（聴聞の手続など）

法律草案、法規草案を起草し、行政強制を設定する場合、起草組織は聴聞会、論証会などの形式で意見を聴取し、且つ制定機関に当該行政強制の必要性、生じうる影響及び意見聴取・意見を採択する状況を説明しなければならない。

第十五条（行政強制の評価制度）

行政強制の設定機関は設定された行政強制に対し、定期的  
に評価を行い、且つ適切ではない行政強制について、速やか  
にそれを改正し、または廃止しなければならない。

行政強制の実施機関は設定された行政強制の実施状況及び  
その存在の必要性について、適時に評価を行い、且つその意  
見を当該行政強制の設定機関に報告する。

公民、法人またはその他の組織は行政強制の設定機関及び  
実施機関に行政強制の設定及び実施について、意見・提案を  
提出することができる。関連機関はそれについて真剣に検  
討・論証し、且つ適切な方式で相手方にフィード・バックす  
る。

### 第三章 行政強制措置実施の手続

#### 第一節 一般規定

#### 第十六条 (行政強制を実施する条件)

行政機関は行政管理の職責を履行し、法律、法規の規定に  
基づき、行政強制措置を実施する。

違法行為の情状が明らかに軽微であり、または明確な社会  
的被害がない場合、行政強制措置を執らないことができる。

#### 第十七条 (行政強制措置の実施主体)

行政強制措置は、法律、法規の規定した行政機関が法定職  
権の範囲内で実施する。行政強制措置権は委託をしてはなら  
ない。

集中的行政処罰権を行使する行政機関は、「中華人民共和  
国行政処罰法」の規定に従い、法律、法規の規定した行政処  
罰権に係わる行政強制措置を実施することができる。

行政強制措置は、資格を有する行政法執行の行政機関職員  
が実施する。その他の人員はそれを実施してはならない。

#### 第十八条 (一般の手続)

行政機関は行政強制措置を実施するにあたっては、以下の  
規定を遵守しなければならない。

- (一) 実施する前に行政機関の責任者に報告し、許可を得ること
- (二) 二名以上の行政法執行職員が実施すること
- (三) 法執行の身分証を提示すること
- (四) 当事者に現場に立ち合わせることを
- (五) 現場で当事者に行政強制措置を講ずる理由、根拠及び当事者が法により享有する権利、救済方法を告知すること
- (六) 当事者の陳述及び弁明を聴取すること

(七) 現場記録を製作すること

(八) 現場記録は当事者及び行政法執行職員が署名し、または捺印する。当事者がそれを拒絶したとき、現場記録において、それを注記すること

(九) 当事者が現場に欠席したとき、証人に立ち会わせ、証人及び行政法執行職員が現場記録に署名し、または捺印すること

(十) 法律、法規が規定するその他の手続

第十九条（緊急時の手続）

状況が緊急であり、現場で行政強制措置を講ずる必要がある場合、行政法執行職員は二十四時間内に行政機関の責任者に実施したことを報告し、且つ許可手続を追って行う。行政機関の責任者が行政強制措置を執るべきではないと認めた場合には、直ちにその措置を解かなければならない。

第二十条（人身自由を制限する行政強制措置の手続）

法律の規定により公民の人身自由の制限を実施する行政強制措置は、本法第十八条の規定した手続を履行すべき以外に、下記の規定を遵守しなければならない。

(一) その場で告知し、または行政強制措置を実施した後に直ちに当事者の家族に行政強制措置を実施した行政機関、場

所及び期限を通知すること

(二) 緊急の状況において、現場で行政強制措置が実施された場合には、行政機関に帰った後に直ちに行政機関の責任者に報告し、且つ許可手続を追って行うこと

(三) 法律が規定したその他の手続

人身自由の制限を実施する行政強制措置は、法定の期限を超えてはならない。行政強制措置を実施する目的が既に達し、またはその前提条件がなくなつたときには、行政強制措置を直ちに解除しなければならない。

第二十一条（犯罪に関わる案件の移送）

違法行為が犯罪にも関わり、司法機関に移送すべきである場合には、行政機関は封印、差押え、凍結した財物を一括で移送し、且つ当事者にそれを書面で告知しなければならない。

第二節 封印、差押え

第二十二条（封印、差押えの実施主体）

封印、差押えは法律、法規の規定する行政機関が実施する。その他のいかなる行政機関または組織は、それを実施してはならない。

第二十三条（封印、差押えの対象）

封印、差押えは事件に係わる場所、施設または財物に限られ、違法行為と無関係の場所、施設または財物を封印・差押えてはならない。公民個人及び扶養する家族の生活必需品を封印し、差押えてはならない。

当事者の場所、施設または財物がその他の国家機関に法により封印されている場合、重複して封印してはならない。

第二十四条 (封印、差押えの実施する手続)

行政機関が封印、差押えの実施を決定した場合、本法第十八条の規定する手続を履行し、封印、差押え決定書及び明細書を製作し、且つその場でそれを交付をしなければならない。

封印、差押え決定書には下記の事項を明記しなければならない。

- (一) 当事者の姓名または名称、住所
- (二) 封印、差押えの理由、根拠及び期限
- (三) 封印、差押えの場所、施設または財物の名称、数量など
- (四) 行政不服申立の申請または行政訴訟を提起する方法及び期限

(五) 行政機関の名称、印章及び日時

封印、差押えの明細書は一式二部を作成し、当事者及び行政機関がそれぞれ保管する。

第二十五条 (封印、差押えの期限)

封印、差押えの期限は三十日を超えてはならない。状況が複雑な場合、行政機関の責任者の許可を経て、延長することができる。ただし、延長の期限は三十日を超えてはならない。法律、法規に別の規定がある場合は、この限りでない。

封印、差押えを延長する決定は速やかに書面で当事者に告知し、且つ理由を説明しなければならない。

物品に対し、測定、検査、検疫または技術鑑定が必要な場合、封印、差押えの期間は測定、検査、検疫または技術鑑定の期間を含まない。測定、検査、検疫または技術鑑定の期間が明確であるべき、且つ書面で当事者に告知しなければならない。測定、検査、検疫または技術鑑定の費用は、行政機関が負担する。

第二十六条 (封印、差押えた財産の保管)

封印、差押えの場所、施設または財物に対し、行政機関は適切に保管し、使用または毀損をしてはならない。損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

封印、差押えの場所、施設または財物に対し、行政機関は第三者に保管を委託することができる。第三者はそれを毀損または移転、処分してはならない。第三者の原因により、損

害をもたらされた場合、行政機関は先に賠償した後、第三者に求償を求める権利を有する。

封印、差押えにより、発生した保管費用は、行政機関が負担する。

#### 第二十七条（封印、差押えた後の処理）

行政機関は封印、差押えの措置を講じた後、速やかに事実を調査、解明し、本法第二十五条の定める期限内に処理の決定を行わなければならない。違法の事実が明確で、法により没収すべき違法な財物を没収しなければならない。法律、法規が廃棄すべきと定める場合には、法により、廃棄する。封印、差押えを解除すべきと定める場合には、封印、差押えを解除する決定をしなければならない。

#### 第二十八条（封印、差押えの解除）

下記の事情の一つがある場合には、行政機関は速やかに封印、差押えを解除する決定をしなければならない。

- (一) 当事者に違法行為がないとき
- (二) 封印、差押えの場所、施設または財物が違法行為と関係がないとき

(三) 行政機関が違法行為に行政処分の決定を行い、封印、差押えの必要がなくなったとき

(四) 封印、差押えの期限が満了したとき

(五) その他、封印、差押えを講じるべき事情がないとき

封印、差押えの解除にあたっては、財物を直ちに返還しなければならない。生鮮品またはその他の保管し難い財物を競売または換金した場合には、競売または換金した所得金額を返還しなければならない。換金の価格が明らかに市場価格より低く、当事者に損害をもたらした場合には、補償を与えなければならない。

### 第三節 凍結

#### 第二十九条（凍結の実施主体など）

預金、送金を凍結するにあたっては、法律が定める行政機関が実施し、その他の行政機関または組織にそれを委託してはならない。その他の如何なる行政機関または組織は預金、送金を凍結してはならない。

預金、送金を凍結する金額は違法行為に係わる金額に相当しなければならない。その他の国家機関が法によって既にそれが凍結された場合には、重複して凍結してはならない。

#### 第三十条（凍結の手続など）

行政機関が法律の規定により、預金、送金の凍結を決定し

た場合、本法第十八条一項、二項、三項及び七項の規定した  
 手続を履行し、且つ金融機構に凍結通知書を交付しなければ  
 ならない。

金融機構は行政機関の法により下した凍結通知書を受け  
 取った後、それを直ちに凍結し、それを遅延したり、当事者  
 に凍結する前に情報を漏洩したりしてはならない。

法律の規定する以外の行政機関または組織が当事者の預金、  
 送金の凍結を要求した場合には、金融機構はそれを拒絶しな  
 ければならない。

第三十一条 (凍結決定書の交付期限及び内容)

法律の規定により、預金、送金を凍結した場合、決定を下  
 した行政機関は三日以内に当事者に凍結決定書を交付しなけ  
 ればならない。凍結決定書には下記の事項を明記しなければ  
 ならない。

- (一) 当事者の姓名または名称、住所
- (二) 凍結の理由、根拠及び期限
- (三) 凍結する口座番号及び金額
- (四) 行政不服申立の申請または行政訴訟を提起する方法及び  
 期限
- (五) 行政機関の名称、印章及び日時

第三十二条 (凍結期限及びその延長)

行政機関は預金、送金を凍結した日から三十日以内に処理  
 の決定または凍結を解除する決定をしなければならない。状  
 況が複雑な場合、行政機関の責任者の許可を経て、延長する  
 ことができる。ただし、延長の期限は三十日を超過してはな  
 らない。法律に別の規定がある場合には、この限りでない。

凍結を延長する決定は速やかに書面で当事者に告知し、且  
 つ理由を説明しなければならない。

第三十三条 (凍結の解除)

下記の事情の一つがある場合には、行政機関は速やかに凍  
 結を解除する決定をしなければならない。

- (一) 当事者に違法行為がないとき
  - (二) 凍結した預金、送金が違法行為と関係がないとき
  - (三) 行政機関が既に違法行為に行政処分の決定を行い、凍結  
 の必要がなくなったとき
  - (四) 凍結の期限が満了したとき
  - (五) その他、凍結を講じるべき事情がないとき
- 行政機関は凍結の解除を決定した場合、金融機構及び当事  
 者に速やかに通知しなければならない。金融機構は通知を受  
 取った後、直ちに凍結を解除しなければならない。

行政機関が期限を超えて処理の決定または凍結を解除する決定を下していない場合、金融機構は凍結の期限を満了した日から、凍結を解除しなければならない。

#### 第四章 行政機関の強制執行手続

##### 第一節 一般規定

##### 第三十四条（行政機関による強制執行）

行政機関が法により行政決定を下した後、当事者が行政機関の決定した期限以内に義務を履行しない場合には、行政強制執行権を有する行政機関は本章の規定に従い、強制執行を行う。

##### 第三十五条（督促）

行政機関は強制執行の決定を下す前に当事者に義務を履行するよう督促すべきである。督促は書面を下し、且つ下記の事項を明記しなければならない。

- (一) 義務を履行する期限
- (二) 義務を履行する方式
- (三) 金銭給付に係るとき、明確な金額及び給付方法を有すべきであること

(四) 当事者が法により有する陳述権及び弁明権

##### 第三十六条（陳述権、弁明権）

当事者は督促状を受取った後、陳述及び弁明を行う権利を有する。行政機関は当事者の意見を十分に聴取し、当事者の提出した事実、理由及び証拠に対し、記録、再調査をしなければならぬ。当事者の提出した事実、理由または証拠が成立した場合には、行政機関はそれを受け入れなければならない。い。

##### 第三十七条（強制執行の決定）

督促を経て、当事者が期限を超えて行政決定を履行せず、且つ正当な理由がない場合には、行政機関は強制執行の決定を下すことができる。

強制執行の決定は書面を下し、且つ下記の事項を明記しなければならない。

- (一) 当事者の姓名または名称、住所
- (二) 強制執行の理由、根拠
- (三) 強制執行の方式及び時期
- (四) 行政不服申立の申請または行政訴訟を提起する方法及び期限
- (五) 行政機関の名称、印章及び日時

督促期間において、財物を移転または隠匿する証拠を有する場合に、行政機関は強制執行の決定を即時に下すことができる。

第三十八条 (督促状、行政強制決定書の送達)

督促状、行政強制執行決定書は当事者に直接的に送達しなければならぬ。当事者が受取りを拒否し、または当事者に直接的に送達することができない場合、「中華人民共和国民事訴訟法」の関連規定に従い、送達をしなければならない。

第三十九条 (執行の中断)

- (一) 下記の事情の一つがある場合、執行を中断する。
- (二) 当事者による行政決定の履行が確かに困難であり、または一時的に履行能力がないとき
- (三) 第三者による執行対象物に対する権利主張には、確実に理由があるとき
- (四) 執行により補い難い損害をもたらす恐れがあり、且つ執行の中断は公共の利益に損なわなるとき
- (四) その他行政機関が執行を中断すべきであると認める状況があるとき

執行を中断する状況がなくなった場合、行政機関は執行を回復しなければならない。確かな社会的危害がなく、当事者

に履行能力がなく、執行の中断から三年を過ぎても執行の回復がないときには、行政機関は執行を行わない。

第四十条 (執行の終結)

下記の事情の一つがある場合、執行を終結する。

- (一) 公民が死亡し、執行できる遺産がなく義務引受人もいないとき
- (二) 法人またはその他の組織が終止し、執行できる遺産がなく義務引受人もいないとき
- (三) 執行の目的物がなくなったとき
- (四) 執行の根拠である行政決定が取消されたとき
- (五) その他行政機関が執行を中断すべきであると認める状況があるとき

第四十一条 (原状回復)

執行中または執行の完了後において、執行の根拠である行政決定が取消され、変更され、または誤った執行があった場合には、原状を回復し、または財物を返還しなければならない。原状の回復、または財物の返還ができなかった場合、法に従い、賠償をしなければならない。

第四十二条 (執行の和解)

行政強制の執行を実施するにあたって、行政機関は公共の

利益及び他人の合法的利益を損なわない状況の下で当事者との間に執行協議に達することができる。執行協議は分割履行を約定することができる。当事者が救済措置をとった場合には、過料または滞納金を減免することができる。

執行協議は履行をしなければならぬ。当事者が執行協議を履行しなかった場合、行政機関は強制執行を回復しなければならぬ。

第四十三条（品位を保つ法執行）

行政機関は夜間または法定の定休日において行政強制執行を実施してはならない。ただし、緊急の状況を除く。

行政機関は住民の生活に対し、水、電気、熱エネルギー、ガスの供給を停止する方法で当事者に行政決定の履行を迫ってはならない。

第四十四条（強制撤去）

違法な建築物、構築物、施設などにつき、強制撤去が必要な場合、行政機関が当事者に期限付けで自ら撤去するよう公告しなければならぬ。当事者が法定の期限内において行政不服申立を申請せず、または行政訴訟を提起せず、撤去もしない場合には、行政機関は法に従い、強制撤去をすることができる。

第二節 金銭給付義務の執行

第四十五条（過料など）

行政機関が法により金銭給付義務の行政決定を下し、当事者が期限を超えて履行しなかった場合には、行政機関は法に従い過料または滞納金を課すことができる。過料または滞納金を課す基準につき、当事者に告知をしなければならない。

過料または滞納金を課す金額は、金銭給付義務の金額を超えてはならない。

第四十六条（金銭給付義務の直接強制）

行政機関が本法第四十五条の規定に従い、過料または滞納金を課してから三十日を超え、催告を経ても、当事者が履行しなかった場合、行政強制執行権を有する行政機関は強制執行を行うことができる。

行政機関が強制執行を実施する前に封印、差押え、凍結する措置を講じる必要がある場合には、本法第三章の規定に従い、処理をする。

行政強制執行権を有しない行政機関が人民法院による強制執行を申請すべきである。ただし、当事者が法定の期限内において行政不服申立てを申請せず、または行政訴訟を提起せ

ず、催告をしても履行しなかつた場合には、行政管理を実施する過程において、封印、差押える措置を講じた行政機関は封印、差押えた財物を法により競売し、それを過料に当てることができる。

第四十七条 (預金、送金の振替)

預金、送金の振替は法律の定める行政機関が決定し、且つ書面で金融機構に通知しなければならない。金融機構は行政機関が法により下した預金、送金を振替する決定を受け取つた後、直ちにそれを振替えなければならない。

法律の規定する以外の行政機関または組織が当事者の預金、送金の振替を要求した場合、金融機構はそれを拒絶しなければならない。

第四十八条 (競売の委託)

法により財物を競売するにあつては、行政機関が競売機構に委託して「中華人民共和国競売法」に従い、処理をする。

第四十九条 (振替した預金、送金の管理)

振替した預金、送金及び競売もしくは法による処理の所得は、国庫に上納しまたは財政専有口座に振り込まなければならない。如何なる行政機関または個人は形式の如何を問わず、これを保有し、私的に分配しまたは形を変えて私的に分配し

てはならない。

第三節 代 執 行

第五十条 (代執行)

行政機関が法により当事者に妨害の排除、原状の回復などの義務を履行することを要求する行政決定を下し、当事者が期限を超えて履行せず、催告を経ても履行せず、その結果既にまたは交通の安全を危害し、環境汚染をもたらし、または自然資源を破壊する恐れがある場合には、行政機関は代執行を行うことができ、または利害関係のない第三者に委託して代執行を行うことができる。

第五十一条 (実施の手続など)

代執行は下記の規定を遵守しなければならない。

- (一) 代執行する前に決定書を送達する。代執行決定書には当事者の氏名または名称、住所、代執行の理由及び根拠、方式及び日時、目的物、予算及び代執行人を明記しなければならないこと

- (二) 代執行する日の三日前に当事者による履行を督促する。当事者が履行するとき、代執行を停止すること
- (三) 代執行をするとき、決定を下した行政機関は現場に職員

を派遣して監督すること

四 代執行が完了した後、行政機関の現場監督員、代執行人及び当事者または立会人は執行文書に署名または捺印をしなければならぬこと

代執行の費用はコストに基づき、合理的に確定し、当事者が負担する。ただし、法律に別の定めがある場合は、この限りでない。

代執行は暴力、脅迫及びその他の違法な方法を使用してはならない。

#### 第五十二条（直ちに実施する代執行）

道路、川筋、航路または公共場所の遺留物、障害物または汚染物を直ちに清掃する必要がある、当事者が清掃することができない場合には、行政機関は直ちに代執行を行うことができる。当事者が現場にいなかった場合、行政機関は、事後に当事者に速やかに通知し、且つ法により処理をしなければならない。

#### 第五章 人民法院による強制執行の申請

#### 第五十三条（非訟事件の行政執行）

当事者が法定の期限内において行政不服申立を申請せず、

または行政訴訟を提起せず、行政決定も履行しない場合、行政強制執行権を有しない行政機関は、期限の満了した日から三ヶ月以内に本章の定めに従い、人民法院による強制執行を申請することができる。

#### 第五十四条（督促及び執行管轄）

行政機関は人民法院による強制執行を申請する前に当事者に義務の履行を督促しなければならない。督促状の送達から十日を過ぎても当事者が義務を履行しなかった場合には、行政機関は管轄権がある所在地人民法院に強制執行を申請することができる。執行の対象が不動産の場合には、不動産所在地の管轄権がある人民法院による強制執行を申請する。

#### 第五十五条（執行申立の資料）

行政機関は人民法院による強制執行を申請するにあたっては、下記の資料を提供しなければならない。

- (一) 強制執行申請書
- (二) 行政決定書及び決定を下した事実、理由及び根拠
- (三) 当事者の意見及び行政機関による督促の状況
- (四) 強制執行を申請する目的物の状況
- (五) 法律、行政法規が定めるその他の資料

強制執行申請書には行政機関の責任者が署名し、行政機関

の印章が捺印され、日時を明記しなければならぬ。

#### 第五十六条 (申立の受理及び救済)

人民法院は行政機関の強制執行申請を受取つた後、五日以内にそれを受理しなければならない。

行政機関は受理しないという人民法院の裁定に異議がある場合、十五日以内に上級人民法院に再審査を申請することができる。上級人民法院は再審査申請を受取つた日から十五日以内に受理するかどうかの裁定をしなければならない。

#### 第五十七条 (書面審査)

人民法院は行政機関の強制執行申請について書面審査を行う。本法第五十五条の規定に合致し、且つ行政決定が法定の執行力を具備する場合には、人民法院は本法第五十八条の規定する事情を除いて、受理した日から七日以内に執行の裁定を下さなければならない。

#### 第五十八条 (実質審査)

人民法院が下記の状況のいずれかを発見した場合、裁定を下す前に被執行人及び行政機関の意見聴取を行うことができる。

- (一) 事実の根拠が明らかに欠けているとき
- (二) 法律、法規の根拠が明らかに欠けているとき

(三) その他明確な違法性があり、且つ被執行人の合法的權益に損害を与えるとき

人民法院は受理した日から三十日以内に執行をするかどうかの裁定を下さなければならない。執行しないという裁定を下した場合、その理由を説明し、且つ五日以内に執行をしないという裁定を行政機関に送達しなければならない。

行政機関は執行しないという人民法院の裁定に異議がある場合、裁定を受取つた日から十五日以内に上級人民法院に再審査を申請することができる。上級人民法院は再審査申請を受取つた日から三十日以内に執行するかどうかの裁定をしなければならない。

#### 第五十九条 (緊急執行)

状況が緊急な場合、公共の安全を保障するために行政機関は人民法院による緊急執行を申請することができる。人民法院の院長の許可を経て執行の裁定を下す日から五日以内に人民法院は執行を行わなければならない。

#### 第六十条 (執行の費用)

行政機関は人民法院による強制執行を申請するにあたって、申請費用の支払いはしない。強制執行の費用は被執行人が負担する。

人民法院が振替、競売の方式で強制執行を行う場合、振替、競売をした後に強制執行の費用をそこから控除することができる。

人民法院は法により財物を競売するにあたって、競売機構に委託して「中華人民共和國競売法」に従い、処理をする。振替した預金、送金及び競売もしくは法による処理の所得は国庫に上納しまたは財政専有口座に振り込まなければならぬ。形式の如何を問わず、これを保有し、私的に分配しまたは形を変えて私的に分配してはならない。

## 第六章 法的責任

### 第六十一条（違法責任）

行政機関が行政強制を実施するにあたって、下記の状況のいずれかがある場合、上級行政機関が是正を命じ、直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により行政処分を与える。

- (一) 法律、法規の根拠がないとき
- (二) 行政強制の対象、条件及び方式を変えたとき
- (三) 法定の手続に違反し、行政強制を実施したとき
- (四) 本法の規定に違反し、夜間または法定の定休日強制執

行を実施したとき

- (五) 住民の生活に対し、水、電気、熱エネルギー、ガスの供給を停止するなどの方法で、当事者に行政決定の履行を迫ったとき

(六) 行政強制を違法に実施したその他の状況があるとき

### 第六十二条（封印、差押え、凍結の違法責任）

本法の規定に違反し、行政機関に下記の状況のいずれかがある場合には、上級行政機関が是正を命じ、直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により行政処分を与える。

- (一) 封印、差押え、凍結の範囲を拡大させたとき
- (二) 封印、差押えの場所、施設またはその財物を使用し、または毀損したとき
- (三) 封印、差押えの法定期間において、処理の決定をせず、または法により速やかに封印、差押えを解除しなかったとき

### 第六十三条（横領などの責任）

(四) 預金、送金を凍結する法定期間において、処理の決定をせず、または法により速やかに凍結を解除しなかったとき

行政機関が封印、差押えの財物または振替する預金、送金

及び競売もしくは法により処理した所得を保有し、私的に分配した場合は形を変えて私的に分配した場合、財政部門または関係部門が追徴する。直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により重過失記録、降格、免職または懲戒免職の行政処分を与える。

行政機関の職員が職務上の便宜を利用して、封印、差押えの場所、施設またはその財物を私物化した場合、上級行政機関または関係部門が是正を命じ、直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により、重過失記録、降格、免職または懲戒免職の行政処分を与える。

第六十四条 (私利を貪る責任)

行政機関及びその職員が行政強制権を利用して、単位または個人のために利益を貪る場合には、上級行政機関または関係部門がその是正を命じ、直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により行政処分を与える。

第六十五条 (金融機関が凍結、振替の規定を違反した法的責任)

本法の規定に違反し、金融機関に下記の状況のいずれかがある場合には、金融業監督管理機構が是正を命じ、直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により行政

処分を与える。

- (一) 凍結する前に当事者に情報を漏洩したとき
- (二) 直ちに凍結・振替えすべき預金、送金を凍結せず、または振替えず、預金、送金の移転をもたらしたとき
- (三) 凍結、振替えすべきでない預金、送金を凍結し、または振替えたとき
- (四) 凍結した預金、送金を適時に解除しなかつたとき

第六十六条 (金融機関が振替を正しく行わなざりしときの法的責任)

本法の規定に違反し、金融機関が国庫または財政専用口座以外のその他の口座に金額を振替えた場合には、金融業監督管理機構が是正を命じ、且つ違法に振替した金額の2倍の過料を課す。直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により行政処分を与える。

本法の規定に違反し、行政機関、人民法院が金融機構に指令して国庫または財政専用口座以外のその他の口座に金額を振替させた場合には、直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により行政処分を与える。

第六十七条 (人民法院及びその職員の違法責任)

人民法院及びその職員が強制執行において、違法行為があ

り、または強制執行の範囲を拡大させた場合には、直接責任を負う主管要員及びその他の直接責任者に対し法により行政処分を与える。

第六十八條（賠償及び刑事責任）

本法の規定に違反し、公民、法人またはその他の組織に損害をもたらした場合、法に従い、賠償をしなければならない。本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により、刑事責任を追及する。

第七章 附 則

第六十九條（期間の計算）

本法の十日以内という期限の規定は、業務日で計算し、法定祝休日は含まない。

第七十條（公共事務を管理する組織への適用）

法律、行政法规の授權する公共事務を管理する職能を有する組織が法定の授權範囲内において自己の名称で行政強制を実施する場合には、本法の行政機関に係わる規定を適用する。

第七十一條（施行日）

本法は、二〇二二年一月一日から施行する。